第６１７７号　令和８年１１月２日

北九州市公報

発　行　所
北九州市小倉北区城内１番１号
北　九　州　市　役　所

目　　次

◇　告　　示　　ページ

○　精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部精神保健・地域移行推進課】　２
○　産業廃棄物処理施設の変更の許可申請【環境局環境監視部産業廃棄物対策課】　３
○　育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】　５

◇　公　　告

○　総合特別区域法の規定による指定法人の指定【政策局政策部サステナビリティ戦略課】　６
○　一般競争入札による市有財産の売払い【都市整備局住宅部住宅管理課】　７

◇　上下水道局

○　排水設備指定工事店の指定【上下水道局下水道部下水道保全課】　１０

北九州市告示第３９８号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５４条第２項の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第６９条第１号の規定により次のとおり告示する。

令和８年１１月２日

北九州市長　武　内　和　久

１　医科（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
アールリハビリクリニック	北九州市八幡西区則松六丁目１５番３８号	令和８年１１月１日

２　訪問看護（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーションＣＬＣ北九州	北九州市八幡東区荒生田一丁目４番５号小野ビル２Ｆ	令和８年１１月１日
訪問看護ステーションいいくらし小倉南	北九州市小倉南区富士見二丁目４番７号アルシュアベニール城野１０２号	令和８年１１月１日
パステル訪問看護ステーション八幡	北九州市八幡東区桃園二丁目８番４－１０１号	令和８年１１月１日
訪問看護ステーションたいむ	北九州市小倉南区八重洲町１１番８号	令和８年１１月１日

北九州市告示第３９９号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第１５条の２の６第１項の規定による産業廃棄物処理施設の変更の許可申請があったので、同条第２項において準用する同法第１５条第４項の規定により次のとおり告示し、申請書及び同条第３項の書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して２週間を経過する日までに、北九州市長に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和８年１１月２日

北九州市長　武　内　和　久

１　申請者

北九州市小倉北区城内１番１号

北九州市長　武内和久

２　産業廃棄物処理施設の設置の場所

北九州市若松区響町二丁目４番及び４番地先

３　産業廃棄物処理施設の種類

産業廃棄物の最終処分場

４　産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ダスト類、政令第２条第１３号廃棄物及び廃石綿等

５　申請年月日

令和８年１０月２１日

６　縦覧場所

北九州市小倉北区城内１番１号

北九州市環境局環境監視部産業廃棄物対策課

７　縦覧期間

令和８年１１月２日から同年１２月２日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日を除く。）の、毎日午前８時３０分から午後５時１５分まで。

８　意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和８年１２月１６日までに、上記縦覧場所に到着するように提出すること。

（１）　意見を提出する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

（２）　申請者
（３）　産業廃棄物処理施設の設置の場所
（４）　産業廃棄物処理施設の種類
（５）　生活環境の保全上の見地からの意見

北九州市告示第４００号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５４条第２項の規定により育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第６９条第１号の規定により次のとおり告示する。

令和８年１１月２日

北九州市長　武　内　和　久

訪問看護（育成医療及び更生医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーションきさく小倉南	北九州市小倉南区下城野二丁目６番１０号	令和８年１１月１日
訪問看護ステーションＣＬＣ北九州	北九州市八幡東区荒生田一丁目４番５号小野ビル２階	令和８年１１月１日
訪問看護ステーションここあ	北九州市八幡西区則松六丁目９番４１号	令和８年１１月１日

北九州市公告第７７９号

総合特別区域法（平成２３年法律第８１号）第２６条第１項の規定に基づき、指定法人の指定をしたので、総合特別区域法施行規則（平成２３年内閣府令第３９号）第１７条第１０項の規定により次のとおり公告する。

令和８年１１月２日

北九州市長　武　内　和　久

１　法人の名称

ヤンマーエネルギーシステム製造株式会社

２　主たる事業所の所在地

福岡県糟屋郡宇美町障子岳南三丁目９番６号

３　指定年月日

令和８年１１月１日

４　指定の有効期限

令和１１年３月３１日まで

北九州市公告第７８０号

市有財産を一般競争入札により売り払うので、北九州市契約規則（昭和３９年北九州市規則第２５号。以下「契約規則」という。）第４条第１項の規定により、次のとおり公告する。

令和８年１１月２日

北九州市長　武　内　和　久

１　売り払う物件

別表のとおり

２　契約条項を示す場所及び期間

（１）　場所

北九州市小倉北区城内１番１号

北九州市都市整備局住宅部住宅管理課

（２）　期間

この公告の日から令和８年１１月３０日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前８時３０分から午後５時１５分まで

３　入札の要領及び参加申請書を交付する場所及び期間

（１）　場所

ア　北九州市小倉北区城内１番１号

北九州市都市整備局住宅部住宅管理課

イ　北九州市小倉北区城内１番１号

北九州市総務市民局市民部広聴課

ウ　各区役所総務企画課及び出張所

（２）　期間

この公告の日から令和８年１１月３０日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前８時３０分から午後５時１５分まで

４　入札の参加申請を受け付ける場所及び期間

（１）　場所

北九州市小倉北区城内１番１号

北九州市都市整備局住宅部住宅管理課

（２）　期間

令和８年１１月１６日から同月３０日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）

５　入札及び開札の日時及び場所

（１）　入札日時

別表のとおり

（２）　開札日時

入札締切り後直ちに行う。

（３）　入札及び開札の場所

北九州市小倉北区城内１番１号

北九州市役所本庁舎地下２階第３入札室

6　入札に参加することができる者の資格

次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。

（１）　北九州市が行う市有地売払いに関し、下記の事実があった後２年を経過していない者

ア　入札を取り消されたことがある者

イ　落札者として資格を取り消されたことがある者

ウ　先着順売払いの申込みを取り消されたことがある者

エ　正当な理由がなく契約を締結せず、又は履行しなかった者

（２）　入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

（３）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者

ア　入札に係る物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者

イ　法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

ウ　法人でその役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者

エ　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用している者

オ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ　暴力団又は暴力団員であると知りながらこれを不当に利用している者

ク　アからキまでに掲げる者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

（４）　北九州市契約規則第２条により一般競争入札に参加することができ

ない者

7　入札保証金

（1）　1物件につき5万円

（2）　落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、市に帰属する。

8　入札の無効

契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

9　入札の中止

特別の事情がある場合は、入札を中止し、延期し、又は取り消すことがある。この場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が損失を受けても、北九州市は、補償の責めを負わない。

10　先着順売払いについて

売払い物件について入札者がないとき、又は落札者が契約を締結しないときは、先着順により申請を受け付け売り払う。

（1）　受付及び申請書の交付をする場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市都市整備局住宅部住宅管理課

（2）　受付期間

令和9年2月1日から同年4月1日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

（3）　買受資格

入札に参加することができる者の資格と同じ。

11　入札に係る問合せ先

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市都市整備局住宅部住宅管理課

電話　093－582－2862

別表

売り払う物件				入札日時
所在地	地目	実測面積（㎡）	最低売却価格（円）	
八幡西区西折尾町894－120	宅地	160.63	10,610,000	令和9年1月5日（火）午前9時30分

北九州市上下水道局告示第３８号

北九州市下水道条例（昭和３９年北九州市条例第３９号）第８条に規定する排水設備指定工事店を次のとおり指定した。

令和８年１１月２日

北九州市上下水道局長　廣　中　忠　孝

指定番号	工事店名 代表者	所在地	指定の有効期間
８１４８	株式会社ＮＥＯ設備 城戸裕二	田川市大字伊田４５７４番地１	令和８年１１月１日から令和１３年５月３１日まで